

警察点検規範施行細則の制定について（例規甲）

〔平成14年9月30日〕
兵警教例規甲第24号

警察点検規範施行細則を下記のように定め、平成14年10月1日から実施する。

記

1 趣旨

この要領は、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号。以下「規範」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施回数

- （1） 規範第6条に規定する警察署以外の部署における通常点検の実施回数は、月1回以上とする。
- （2） 規範第14条第1項に規定する特別点検の実施回数は、月1回以上とする。
- （3） 規範第21条に規定する物品点検の実施回数は、年2回以上とする。